

## <提出書類について>

### ①入所児童現況届（兼入所継続申込書）

○現況届の種類

年長児、継続入所を希望する児童が 1人の場合

**1人または最年少児用**

年長児、継続入所を希望する児童が 2人以上いる場合

・一番年齢の低いお子さま ⇒ **1人または最年少児用**

・一番年齢の低いお子さま以外のお子さま ⇒ **兄・姉専用**

例) 一郎（5歳児）、次郎（3歳児）、三郎（1歳児）が現在入所している場合

一郎・次郎 ⇒ **兄・姉専用**      三郎 ⇒ **1人または最年少児用**

★現況届の記入については、以下の点にご注意ください。

- 1) 黒ボールペンで記入してください。（消せるボールペン不可）
- 2) □の項目に該当する場合は、□内にチェック（し点）を記入してください。
- 3) 提出書類の全てに、日付を忘れずに明記してください。

★**1人または最年少児用**現況届（兼継続入所申込書）の記入にあたっての注意事項

- 1) 「入所児童の家庭の状況」について、住民登録上、世帯分離をしている場合であっても、同一家屋に住んでいる生計を一にする全ての方について記入してください。
- 2) 父母については、単身赴任等の事情により別居していても、必ず記入してください。

### ②家庭で児童の保育ができないことを証明する書類

区分	必要書類（証明方法）		
就労 ・ 育児休業	就労 証明書  ※7月以降に提出され、期限切れや変更のない方は必要ありません。	雇用	雇用主代表者による証明等
		自営	前年分確定申告（平成29年2～3月に行った申告）で就労者が同一事業で事業主→ 証明欄は不要（就労の内容のみ記入） 上記以外の場合→ 地域の民生委員の証明
		内職	特定の発注者がいる場合→発注者の証明 それ以外 →民生委員の証明
		育児休業	※育児休業終了後、職場復帰時（2週間以内）には新たに「就労証明書」の提出が必要です。
出産	母子健康手帳の分娩予定日記載欄と母子健康手帳表紙の名前記載欄の写し（分娩予定日前3ヵ月、出産後8週間経過する日の翌日が属する月の末日までが入所要件となります。） ※出産される方は全員提出が必要です。（上記の期間は入所の要件が出産要件になります。）		
病気等	診断書や、身体障害者（児）手帳などの写し ※家庭で児童を保育できない、就労ができない旨が記載されているもの。		
介護・看護	介護状況申告書と介護を必要とする方の診断書や身体障害者（児）手帳などの写し等		
災害・その他	必要書類については、こども課へお問い合わせください。		

<裏面もご覧ください>

★平成30年4月の新規申込をされるお子様がいる場合、家庭で保育できないことを証明する書類（就労証明書など）については、今回の現況届用に用意していただいた書類の写しの提出で構いません。

★各種証明書類について、証明日が7月1日付以降のものを既に提出されている方で内容に変更のない場合は、改めて書類の提出を必要としない場合があります。

③支給認定変更申請書（保護者の変更や、保育の事由が変わった場合）

保護者の変更や入所の要件、保育利用時間の変更等が生じた場合に、他の提出書類と一緒に提出が必要です。

④別居監護申立書（該当する方のみ）

⑤障がい者（児）世帯の申請

- ・新たに提出の場合、翌月からの適用になります。
- ・既に申請されている方についても、再度提出ください。提出がない場合は保育料が変更される場合もございますのでご了承ください。

※平成30年4月から認可保育所(園)への入所を希望される場合は、新規申込み(平成29年11月～)が必要になります。

※今回の提出期限以降にも、就労内容等に変更があった場合については、随時提出が必要です。

※ 提出の際は、『1人または最年少児用』現況届の下に就労証明書などを①父②母の順に重ね、左上をホチキスでとじて下さい。その際、『兄・姉用』はとじずに提出してください。

<お問合せ先>

帯広市こども未来部こども課

保育所・幼稚園係

電話：65-4158（直通）